

■羽曳野市国民健康保険条例施行規則（昭和43年7月1日羽曳野市規則第133号）<抜粋>

（所掌事項）

第2条 羽曳野市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）は、市長の諮問に応じて国民健康保険事業の運営に関する重要事項について審議し、答申するものとする。

（委員の委嘱及び辞任）

第3条 協議会の委員は、市長が委嘱する。

2 協議会の委員が辞任しようとするときは、理由を具して市長に届け出なければならない。

（会長及び副会長）

第4条 協議会に会長及び副会長各1名を置き、委員委嘱後の最初の協議会において、条例第2条の2第1項第3号の公益を代表する委員のうちから全委員がこれを選舉する。

2 会長は協議会を代表し、会務を掌理する。

3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。

（会議の招集）

第5条 会議は、会長がこれを招集する。ただし、最初の協議会は市長が招集する。

2 委員の定数の2分の1以上の者から会議に付すべき事件を示して協議会招集の請求があったときは、会長は、市長と協議して、協議会を招集しなければならない。

（議事）

第6条 会議の議長は、会長がこれにあたる。

2 会議は、条例第2条の2第1項各号に規定する委員それぞれ1名以上を含み、かつ、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長又は市長は、緊急の必要があり、かつ、会議を開催する時間的余裕のない場合又はやむを得ない事由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、その賛否を問い合わせ、会議に代えることができる。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の場合において準用する。

（委員の任期）

第7条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長の任期）

第8条 会長及び副会長の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

（書記）

第9条 協議会に書記若干名を置く。

2 書記は、国民健康保険事務に従事する市職員のうちから市長が任命する。

3 書記は、会長の指揮を受けて協議会の庶務に従事する。

（会議録）

第10条 会長は、協議会の会議録を作成し、これを保存しなければならない。

（報酬及び費用弁償）

第11条 委員の報酬及び費用弁償等に関しては、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年羽曳野市条例第188号）の定めるところによる。